

## 仕様書

### 1. 業務名 宮古島市地産地消ブランド化推進業務

### 2. 目的

宮古島市においては、多くの食材を生産しているものの、市民や観光客等が消費する食材の多くは域外から調達されており、地域経済の流出につながっている現状がある。食料の地産地消を推進することによって、地域内経済の循環による所得向上のほか、食料安全保障の確保による市民生活の安全・安心の向上、生産者を支えることによる地場産業の継承など、地域社会の持続可能性を高めていくことが重要である。

地産地消を地域全体として推進していくためには、市民や観光客の多くが広く地産地消の意義を共有し、楽しみながら地産食材や地産食材を活用した飲食店、商品等を選択するなど、地産地消のムーブメントを起こしていくことが重要である。

令和4年度の業務においては、商品が地産であることの視認性を高めることで地産地消のブランドを構築することを目指して、商品を認証する制度の検討を行ったが、前述のようなムーブメントを起こしていくためには、地域ブランドの価値を構築するための明確なコンセプトと、コンセプトに基づいて、継続的にブランディング活動を実施していくことが必要であるとの結論に至った。

令和5年度においては、令和4年度の検討結果を踏まえ、今後、多様なブランディング活動を展開していく上で必要となるブランドコンセプトやブランドマニュアル、ブランド戦略の検討・策定を行うほか、ブランディング活動の推進に必要な体制づくり等を実施することを本業務の目的とする。

### 3. 委託期間 委託契約締結日の翌日～令和6年2月29日

### 4. 業務内容

本業務は、公募型プロポーザル方式にて受託事業者を選定することから、具体的な内容については、提案に基づいて協議・決定するが、市として想定する業務を例として以下の通り提示する。

#### (1) コア・コミュニティの組織化

ブランディング活動を推進するための中心的な動きを担う組織として、コア・コミュニティの立ち上げを行う。

#### (2) 先進事例に関する情報収集・共有

地域ブランドのコンセプトやマニュアル、戦略づくりに向けて、先進的な取組事例に関する情報収集を行うとともに、コア・コミュニティ（候補）のメンバーとともに視察を行うなど、コア・コミュニティとして検討の基盤となる必要な情報を共有する。

#### (3) ブランドコンセプトの検討・策定

地域ブランドの根幹となるコンセプトの検討・策定を行う。コア・コミュニティが中心的に動き、行政機関や専門家等と連携して策定作業を進めることを想定する。コンセプトを明確にするため、ブランドの基準やめざす状態を指標として設定することも想定する。

#### (4) ブランドマニュアルの検討・策定

ブランドコンセプトを策定後、ブランドマニュアルの検討・策定を行う。ブランドマニュアルについては、①どのようにブランドが誕生したのかの背景やストーリー、制作者たちの思いなど、②どのようにブランドアイデンティティを表現するのかのトーン&マナー、ロゴの使い方、ブランドを表現するときのイメージ、③ブランドがもたらす効果やブランドが実現することで得られる提供価値等について記載することを想定する。

#### (5) ブランド戦略の検討・策定

地域ブランドは、地域内外に浸透させていくことが重要であるため、地域住民や地域外に対して、戦略的にコミュニケーションを図っていくことが重要である。広報やイベント等の展開方策や手順等について定めたブランド戦略の検討・策定を行う。令和4年度に作成したロゴ案については、その展開先や使用用途ごとのデザイン開発および使用方法等の検討も本業務において実施することとする。

#### (6) 広報やイベント等の実施

(3)～(4)にて策定したコンセプトやマニュアルについて、地域内外に発信するため、冊子の作成を行うとともに、気運醸成に向けて(5)と連動したイベントの企画・運営など、情報発信を行う。

#### (7) 今後の課題整理と報告書の作成

### 5. 成果物

成果物としては、印刷物の報告書2部及び電子媒体の報告書1部を提出すること。

### 6. 知的財産の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である宮古島市に帰属する。

納品物の情報については、調査業務後に様々な形で活用する可能性があるため、第三者の情報を活用する場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記すること。

### 7. その他留意事項

(1) 委託業務の対象経費は、次のとおりとする。

①人件費

②直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）

③一般管理費（原則として（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とし、合理的・客観的に必要性を示すことができる場合に限り、10%を超えた比率について、協議に応じる。）

④消費税

(2) 本業務は、概算契約にて実施する。

(3) 受託者は、業務の遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(4) 本業務の契約にあたっては、企画提案の採択後、契約に向けた協議を行い、本仕様書と企画提案内容を踏まえて、実際の業務内容を確定する。

以上